

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月27日公表）

特定事業主名： 山形市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.6%
全職員	69.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	90.5%
本庁課長相当職	103.4%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	90.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.7%
31～35年	95.3%
26～30年	96.7%
21～25年	85.3%
16～20年	84.6%
11～15年	94.5%
6～10年	94.2%
1～5年	73.2%

【説明欄】

- ・日額又は時給で支給している会計年度任用職員は算定対象から除いている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は81.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は60.8%である。
- ・女性職員全体に占めるパートタイム会計年度任用職員の割合は35.5%、男性職員全体に占めるパートタイム会計年度任用職員の割合は11.2%となっており、パートタイムの場合、勤務時間数に比例して給与が低くなるが、その割合が女性の方が多いため、全職員における男女の給与に差異が生じている。
- ・勤続年数1～5年の職員区分では、県教育委員会からの異動及び国の機関等からの出向職員を含んでおり、当該区分の異動・出向職員に占める男性の割合は約7割であることから、男女の給与に差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。